



2024年4月26日

各 位

会 社 名 株式会社ヨシムラ・フード・ホールディングス

代表者名 代表取締役CEO 吉村 元久

(コード：2884、東証プライム)

問合せ先 取 締 役CFO 安東 俊

(TEL. 03-6206-1271)

役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役および監査役の金銭報酬額を改定するとともに、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定についても決議し、当該改定に関する議案を2024年5月30日開催予定の第16回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

I 金銭報酬額の改定

当社の取締役の金銭報酬の額は2010年5月31日開催の第2回定時株主総会において年額100百万円以内、監査役の金銭報酬の額は2010年7月26日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、今後さらなる成長を目指していくためには、取締役および監査役一人ひとりの役割や責務をさらに高め、かつ多様で優秀な人材を確保し、役員の機能強化を図っていく必要があると考えております。

つきましては、当社の取締役に対して、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを促すとともに、足下の業績と今後目指す適切な業績レベルを踏まえ、役割・責任に見合った競争力のある報酬水準を実現するため、取締役の報酬額を年額300百万円以内に改定すること、当社の監査役に対して、コーポレートガバナンス強化の観点から、今後ますます監査役の責務や求められる役割が増大すること等を勘案し、監査役の報酬額を年額50百万円以内に改定することにつき、株主のみなさまのご承認をお願いする予定です。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

II 譲渡制限付株式報酬制度の改定

1. 改定の理由

本制度については、2022年5月27日開催の第14回定時株主総会において、「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」として、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の額について、上記金銭報酬枠の範囲内で、年額30百万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数を年60,000株以内とご承認いただき（以下、同定時株主総会における当該議案に関する決議を「当初決議」といいます。）、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

この度、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブを付与するとともに、株主のみなさまとのより一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり、本制度を一部改定することといたします。

本改定は、取締役の報酬等の内容に関する決定方針および当社の株価水準等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

2. 改定の内容

本制度は、対象取締役に対して、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に支給させることで、当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるものですが、本制度に基づき対象取締役に対して支給させる金銭報酬債権の総額を、上記の金銭報酬枠の範囲内で、年額 100 百万円以内とし、発行または処分する普通株式の総数を 71,500 株以内と改定することにつき、株主のみなさまのご承認をお願いする予定です。

以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

以 上